

3. 金融商品取引法 投資家区分の移行に関する公表

当社は、金融商品取引法における投資家区分*の移行の「期限日」について、以下の通りとします。

移行の期限日 毎年「10 月末日」

- 金融商品取引法(以下、「法」といいます)(2007 年 9 月 30 日施行)では、お客さまは、「特定投資家」と「特定投資家以外のお客さま」(以下、「一般投資家」といいます)に区分されますが、お客さまのお申出により一定の手続きを経て、「特定投資家」から「一般投資家」に移行できる場合、または、「一般投資家」から「特定投資家」に移行できる場合があります。
- 当社は、一般投資家から特定投資家へ移行した場合の「期限日」を毎年「10 月末日」といたします。
- 「期限日」を過ぎますと、一般投資家から特定投資家へ移行したお客さまは、一般投資家区分に戻ります。投資家区分の移行の継続を希望される場合は、期限日到来前に更新の手続きをお取りいただきますようお願いいたします。

2015 年 1 月 1 日

PAGインベストメント・マネジメント株式会社

*法第 34 条の 3 第 2 項、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「内閣府令」といいます)第 58 条、法 34 条の 4 第 6 項、内閣府令第 63 条に基づき、公表するものです。

*ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。